



国制体制加算、数量30%以上に要件見直し 厚労省検討2010年度改定

厚生労働省は来年度2010年度診療報酬改定で、「後発医薬品国制体制加算」の適用方向で検討を進めます。現在の処方せん枚数ベースにした算定基準を改定して後発品の使用割合が30%以上の場合に切り替える方針です。

厚生労働省医政局の診療報酬一部課長が2009年10月13日の日本薬剤師会で明らかにしました。

体制加算は調剤薬局で受ける処方せんのうち、後発品を調剤した処方せんの割合が30%以上であれば算定できます。ただ、処方せんに後発品が1品目でも含まれていればカウントできるなどハードルはさほど高くなく、日刊薬業誌の調査では2008年度ですでに30%の調剤薬局が算定しています。「30%に達すると後発品の使用割合が20%以上という目標を達成する上で、後発品の普及に努める調剤薬局に対して「もう一つ」の目標を設定し、2010年度改定では体制加算の算定基準を見直す必要があるとの見解を示し、2010年度改定では体制加算の算定基準を見直す必要があるとの見解を示しました。

「国の目標である数量ベースで30%以上を調剤で達成してくれた人たちには、もう少し高い目標を設定し、算定基準を処方せん枚数ベースから数量ベースの30%に引き上げることで普及を加速させたい考えを示しました。」

演者



ジェネリック医薬品
(後発医薬品)とは

【定義】

新薬の特許期間が満了し、有効性と安全性が確かめられた後に発売される医薬品で、新薬と有効成分及びその含有量は同一です。

ジェネリック医薬品は、臨床試験等のデータが免除されるため新薬と比較して研究開発コストを低くできます。そのため、薬価は先発医薬品の7割以下(平均すると約半額)に設定されています。

個人の薬剤費負担及び国の医療費の削減に役立ちます。

6:59

ソフトウェア製品に関するガイドラインの啓蒙

- 1. 本ガイドラインは、ソフトウェア製品の開発・提供に際して、開発者・提供者が遵守すべき事項を定めることにより、ソフトウェア製品の品質の向上を図ることを目的とする。
- 2. 本ガイドラインは、ソフトウェア製品の開発・提供に際して、開発者・提供者が遵守すべき事項を定めることにより、ソフトウェア製品の品質の向上を図ることを目的とする。
- 3. 本ガイドラインは、ソフトウェア製品の開発・提供に際して、開発者・提供者が遵守すべき事項を定めることにより、ソフトウェア製品の品質の向上を図ることを目的とする。
- 4. 本ガイドラインは、ソフトウェア製品の開発・提供に際して、開発者・提供者が遵守すべき事項を定めることにより、ソフトウェア製品の品質の向上を図ることを目的とする。
- 5. 本ガイドラインは、ソフトウェア製品の開発・提供に際して、開発者・提供者が遵守すべき事項を定めることにより、ソフトウェア製品の品質の向上を図ることを目的とする。
- 6. 本ガイドラインは、ソフトウェア製品の開発・提供に際して、開発者・提供者が遵守すべき事項を定めることにより、ソフトウェア製品の品質の向上を図ることを目的とする。
- 7. 本ガイドラインは、ソフトウェア製品の開発・提供に際して、開発者・提供者が遵守すべき事項を定めることにより、ソフトウェア製品の品質の向上を図ることを目的とする。
- 8. 本ガイドラインは、ソフトウェア製品の開発・提供に際して、開発者・提供者が遵守すべき事項を定めることにより、ソフトウェア製品の品質の向上を図ることを目的とする。
- 9. 本ガイドラインは、ソフトウェア製品の開発・提供に際して、開発者・提供者が遵守すべき事項を定めることにより、ソフトウェア製品の品質の向上を図ることを目的とする。
- 10. 本ガイドラインは、ソフトウェア製品の開発・提供に際して、開発者・提供者が遵守すべき事項を定めることにより、ソフトウェア製品の品質の向上を図ることを目的とする。







演者